

集中治療理学療法士制度施行細則

第 1 章 集中治療理学療法士制度の施行ならびに運用

（目的）

第1条 この細則は、集中治療理学療法士制度規則（以下、「規則」という）の規定に基づき、集中治療理学療法士制度の施行ならびに運用に関して必要な事項を定める。

第 2 章 集中治療理学療法士の認定審査

（認定申請要件）

第 2 条 集中治療理学療法士の認定を得ようとする者は、次の項目の（1）（3）（4）または（2）（3）（4）を満たしていなければならない。

- （1）申請段階で日本集中治療医学会の会員でかつ、2年以上の正会員歴または准会員歴を有すること。
- （2）公益社団法人日本理学療法士協会の会員資格を有すること。
- （3）第 3 条に定める集中治療関連の実務経験を有すること。
- （4）第 5 条に定める学術業績を有すること。

（実務経験の要件）

第 3 条 集中治療理学療法士の認定を得ようとする者は、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、または、集中治療専門医が従事する重症ユニットにおいて、集中治療関連業務に常勤として通算 5 年以上従事し、早期離床・リハビリテーションの臨床経験を有すること。専従や専任は問わない。また、第 6 条規定の申請書に症例報告を記載して提出すること。

（実務経験の証明）

第 4 条 申請書の集中治療実務経験（常勤）記載事項については、勤務した施設ごとに病院長、リハビリテーション部門責任者または集中治療室責任者の証明を得なければならない。

（学術業績の要件）

第 5 条 集中治療理学療法士の認定を得ようとする者は、最近 5 年間に 30 単位以上の集中治療に関連する学術業績を有すること。単位数は、別表 1 の配点法に従う。ただし、記載された業績は次の項目を満たさなければならない。

- (1) 認定に必要な学術業績については、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得を必須とする。
- (2) 学術論文については、集中治療に関連する査読付き論文（原著、総説あるいは症例報告、短報、著書）であること。査読付き論文は共著も可とする。
- (3) 学術集会発表については、日本集中治療医学会学術集会、同支部学術集会、本学会が認める関連学会（別表2）で演題発表したもの（共同発表可）または、座長、司会、指定討論者、講演者、シンポジウム・ワークショップなどの講師とする。発表内容は集中治療に関係するものに限る。

（申請書類）

第6条 集中治療理学療法士の認定を得ようとする者は、次に定める書類を集中治療理学療法士制度委員会に提出しなければならない。

集中治療理学療法士申請書

- I - i) 履歴書（会員番号を含む）
- I - ii) 集中治療実務経験証明書
- II - i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- II - ii) 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録のコピーを添付）
- II - iii) 学術業績：招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの講師、座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- II - iv) 学術業績：学術集会出席の証明（出席証明書のコピーを添付）
- II - v) 学術業績：海外における演題発表等の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III 症例報告：特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設、または、集中治療専門医が従事する重症ユニットにおける早期離床・リハビリテーションの臨床経験について、第6条規定の申請書に4例の症例報告を記載して提出する。その中には侵襲的陽圧換気で治療中の患者を1例、および持続的腎代替療法での治療中の患者を1名以上含むものとする。

第3章 集中治療理学療法士認定の更新

（更新の要件）

第7条 集中治療理学療法士の有効期限の満了にともない、集中治療理学療法士の認定を継続しようとする者は、有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間における集中治療部門での臨床実績を有し、次に定める申請書類を集中治療理学療法士制度委員会に提出しなければならない。

集中治療理学療法士更新申請書

- I 履歴書
- II 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）

- Ⅲ 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録のコピーを添付）
 - Ⅳ 学術業績：招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの講師、座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）
 - Ⅴ 学術業績：学術集会出席の証明（出席証明書のコピーを添付）
 - Ⅵ 学術業績：海外における演題発表等の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- ※学術業績は、有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間で、第5条と同様に別表1の配点法に従い、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会に1回以上の参加が必須であり、その他、総合計40単位以上の集中治療に関連する学術業績を記載すること。

第4章 申請内容に関する直接審査

（申請内容の照会）

第8条 集中治療理学療法士制度委員会は、必要に応じて提出された申請書類の内容について申請者に対して直接的に説明を求めることができる。

第5章 集中治療理学療法士資格に係る費用

（書類提出および審査料納入期限）

第9条 集中治療理学療法士を取得または更新しようとする者は、集中治療理学療法士制度委員会が定めた期日までに、申請書類の提出および審査料の納入を行わなければならない。

（審査料）

第10条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療理学療法士に関する書類審査料 10,000 円（消費税別）

集中治療理学療法士に関する試験審査料 15,000 円（消費税別）

集中治療理学療法士に関する更新審査料 10,000 円（消費税別）

2. 既納の審査料はいかなる理由があつたとしても返却しない。

（登録料）

第11条 集中治療理学療法士認定証書の交付を受ける者で、日本集中治療医学会会員以外のものは、登録料として5,000 円（消費税別）を納入しなければならない。

第6章 試験問題の作成

(試験問題の作成)

第12条 規則第9条で定める試験の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため集中治療理学療法士制度委員会内に集中治療理学療法士試験問題作成ワーキンググループを設置する。

2. 試験問題作成ワーキンググループメンバーは以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。
 - (1) 集中治療理学療法士
 - (2) 集中治療専門医
 - (3) その他、理事長が任命した者

第7章 例外措置

(例外処置)

第13条 集中治療理学療法士制度委員会は規則第12条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき更新期限を延長することができる。

- (1) 病気、負傷
- (2) 出産、育児
- (3) 留学
- (4) その他、集中治療理学療法士制度委員会が認めた事由

第8章 補則

(改定)

第14条 この細則は集中治療理学療法士制度委員会および理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この細則は2023年2月3日から施行する。

ただし施行から3年間の経過措置として、次の通り定める。

1. 第12条第2項第1号に規定する集中治療理学療法士に代わり、理事長は以下の要件を全て満たす理学療法士を試験問題作成ワーキンググループメンバーとして任命することができる。
 - (1) 10年以上の集中治療理学療法の実務経験を有する者
 - (2) 日本集中治療医学会正会員歴5年以上の者

(3) 集中治療に関する筆頭論文 1 編 (原著、総説あるいは症例報告、短報、その他査読を有するもの)
または「集中治療理学療法テキスト」の執筆

(4) 別表 1 に定める配点法により、最近 5 年間の取得単位数が 100 単位以上であること

2. 理事長は理事会の審査を経て、集中治療理学療法士の試験問題作成ワーキンググループメンバーに対して集中治療理学療法士の称号を与えることができる。

別表1 申請および更新に必要な学術業績の単位数に関する配点法

新規認定：30 単位（5 年間）

更新認定：40 単位（5 年間）

区 分	学会学術誌等の種別	単 位 数	
		筆 頭	筆頭以外
学術論文	日本集中治療医学会雑誌または理学療法学会に掲載された論文など注1	20	5
	日本集中治療医学会雑誌または理学療法学会に掲載された短報など注2	15	2.5
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術誌に掲載された論文など注3	10	2.5
	Journal of Intensive Careに掲載された論文など	25	10
	Physical Therapy Researchに掲載された集中治療に関連する論文など	25	10
学術集会発表	日本集中治療医学会または日韓合同集中治療会議	15	5
	日本集中治療医学会支部	10	2.5
	ブロックまたは都道府県理学療法士学会	10	2.5
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）の学術集会	10	2.5
シンポジウム・ワーク ショップなどの講 師、招請講演	日本集中治療医学会		15
	日本集中治療医学会支部または本学会主催セミナー		15
	ブロックまたは都道府県理学療法士学会		15
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会		10
座長・司会	日本集中治療医学会		10
	日本集中治療医学会支部または本学会及び支部主催セミナー		10
	ブロックまたは都道府県理学療法士学会		10
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）の学術集会		5
学術集会出席	日本集中治療医学会		10
	日本集中治療医学会支部または本学会及び支部主催セミナー		10
	ブロックまたは都道府県理学療法士学会、日本理学療法学会研修大会		10
	日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会		5
海外における演 題発表等	筆頭者		20
	筆頭者以外		5

注1 総説および解説、原著、症例報告及び装置を指す。

注2 研究速報、短報、レター、調査報告、論文紹介、委員会報告を指す。

注3 注1および注2の該当するもの

別表2 日本集中治療医学会が認める関連学会

日本呼吸療法医学会

日本呼吸ケア・リハビリテーション学会

日本胸部外科学会

日本心臓血管外科学会

日本小児循環器学会

日本リハビリテーション医学会

日本心臓リハビリテーション学会

日本循環器学会

日本救急医学会

日本脳卒中学会

日本臨床栄養代謝学会

日本呼吸理学療法学会

日本循環器理学療法学会

日本神経理学療法学会

日本小児理学療法学会

海外の関連する学会（例：AARC など）